

さくら市農業委員会総会議事録（平成28年8月定例総会）

1. 開催日時 平成28年8月25日（木）午後3時00分から午後4時37分

2. 開催場所 さくら市市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
- 議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について
- 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸
農地調整主幹 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員30名、全委員出席であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	皆様こんにちは。先ほど栃木県農業会議の高田さんから農業委員会法改正で細かい説明がありました。一番重要なのは、10年以内に担い手の集積率を国が掲げている目標である80%以上と言っていますが、地元農業行政を考えると高齢化等の対応には、そうしていかねばならない、さくら市の農業を託せる有能な農業委員や最適化推進委員を選出していく公平・公正な選出方法を皆さんの知恵を借りて検討していかねばなりません。また、今月17日に農業者年金研修会で、平成27年度新たに6名の方が年金加入され優良表彰されました。これも委員各位の地道な推進活動成果だと思います。農業年金は、農業者に対して優位な年金です。また今後、老後の安定した生活を見れば、担い手の方も

安心して地域農業を継承していくと思います。これからも皆様には、推進活動をよろしく願いいたします。2点ほど新聞で、新たな土地改良に予算がありました。農業の協同重点に、さくら市も圃場整備をやっていない場所が、今の現在の姿でいいのか、将来の農業が受け入れ出来るのか大事な時期を迎えました。新たなメニューも出ていますので検討して頂ければと思います。収入保険制度と農業共済制度が見直しされ、農業共済も県1本化になるようです。今までは保険は、自然災害等の補てんでしたが、そればかりでなく、価格変動も含め収入を保障する、ただし、青色申告5年以上継続という縛りがあります。

それでは、ただいまからさくら市農業委員会8月定例総会を開催いたします。

事務局 鈴木 それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 田代 それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。
第1調査会の委員長からお願いいたします。

15番 舟本 本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査は1名欠席のもと行いました。案件としましては議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号3件合計7件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 田代 次に第2調査会委員長の報告を求めます。

12番 肥後 本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が2件、議案第4号が6件、の合計9件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 田代 次に第3調査会委員長の報告を求めます。

18番 渡辺 本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号が2件の合計2件であります。詳細につき

		ましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
3番	中山	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件の合計1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>30番の山崎 國一委員、31番の大木 忠一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	担当委員の説明を願います。
26番	福田	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>午前の現地調査で現地確認しましたが、申請内容については、ただいま事務局から説明があったとおり問題はありません。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【挙手全員】</p>

議長	田代	<p>挙手全員で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 次に議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
23番	池田	<p>案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 午前の現地調査で現地確認しましたが、前所有者が30年前に大谷石堀建てたもので問題はないと判断します。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第1号番号2番について承認される方、挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手全員】</p>
議長	田代	<p>挙手全員で、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号「農用地移動適正あっせん申し出について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第2号番号1番を朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>

議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
15番	舟本	11番小竹 勝委員、22番手塚 靖博委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、11番小竹 勝委員、22番手塚 靖博委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号2番について、朗読して説明する。 同じく、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
12番	肥後	2番小菅 和彦委員、16番門前 義夫委員を指名いたします。
議長	田代	それでは、議案第2号番号2番のあっせん委員は、2番小菅 和彦委員、16番門前 義夫委員を指名いたします。 続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
22番	手塚	事由につきましては事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
6番	平山	10aあたり、20万円は普通なのですか。
議長	田代	現況が畑で、面積が小さいための値段だと思います。水田だとまた値段が違うと思います。その他ありますか。

		ない様なので、採決に入ります。議案第3号番号1番について承認される方、挙手を求めます。
		【挙手全員】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番を朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
28番	石田	譲渡人と譲受人は親子であります。経営移譲であり、なんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号3番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農地所有適格法人要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
13番	肥後	事務局の説明のとおり、なんら問題はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	<p>それでは質疑にお入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号4番について朗読して説明する。 なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
12番	肥後	<p>〇〇家と〇〇家は、昔から親友関係であり、田全体580㎡〇〇家が耕作していますが、その半分290㎡が〇〇家の持分です。昔その土地は〇〇家に売った経過があります。その290㎡を〇〇家に贈与する内容で、問題はないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑には入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案3号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けています</p>

		ので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
13番	石塚	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請者は、上河戸の実家で両親・兄弟と生活していましたが、結婚することがきまり、また勤務が氏家ということでこれを機に自己用住宅を建築する申請です。土地の選定理由は、用途地域内の土地であることから、交通アクセスが良く、商業施設も充実し生活が便利なこと。また、周囲への被害及び集团的農地を侵食する恐れがないことから最適地と選定しました。土地利用計画は、建築物木造2階建て、建築面積55.20㎡市道に接続し、給水排水はさくら市上下水道に接続し、雨水は敷地内浸透とします。資金計画につきましては、総事業費1,880万円でありすべて親からの融資で賄うこととしており、親の金融機関の残高証明書が添付されております。この転用による周囲の土地への被害はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4号番1番について挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号2番について朗読説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。

13番	石塚	申請場所は、議案第4号番号1番で説明した場所の隣接で、さくら市の中心市街地で、駐車場が不足していることを耳にしており、計画台数6台の貸駐車場を計画しました。造成工事は、全面砂利敷き区画線をロープにて明示します。市道に接道し、取水・排水はありません。雨水処理は、敷地内にて自然浸透とします。資金計画につきましては、総事業費620万円であり、すべて親からの融資で賄うこととしており、親の金融機関の残高証明書が添付させております。この転用による周囲の土地への被害はありません。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号2番は、原案通り承認いたしました。 続きまして、議案第4号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号3番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、申請地東側道路に水道管及び下水道管が埋設され、上松山小学校から約240m、西海歯科医院から約190mであることから、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
15番	舟本	案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 周辺の状況は、東側道路、西側宅地、南側道路、北側宅地に囲まれた土地です。本申請は、〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇株式会社は東京都に本社を置き、不動産の売買、建築業を主な事業とする資本金32億9,850万円の法人です。土地の選定理由は、周囲は住宅で県道、国道が近いので交通の便が良く住環境に優れておりますので選定しました。土地利用計

		<p>画は、申請地392㎡と宅地部分を含む総事業面積1,399㎡を建売分譲するものです。申請地北側宅地の住宅は、誰も住んでいません。給水排水は、さくら市上下水道へ接続します。雨水は各区画内浸透処理です。総事業費11,550万円で、全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、午前中調査会において現地を確認しましたが、問題はないと判断しております。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして。議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号4番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
21番	宍戸	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、有限会社〇〇〇〇が売買により、一般住宅用宅地分譲1区画を転用する案件であります。有限会社〇〇〇〇は、さくら市に本社置く会社で、不動産の売買・仲介・管理する会社です。土地の選定理由は、JR氏家駅に近く、国道4号線へのアクセスが良いため、交通の便に恵まれ、近隣には商業施設および医療施設等が適宜存在し、生活環境が良好です。また、この転用による周辺農地への被害及び集団的農地を侵食する恐れが無いことから、一般住宅用地として最適地として選定しました。給水・排水は、さくら市上下水道へ接続します。雨水は、敷地内自然浸透です。資金計画は、総事業費550万円を自己資金で賄います。金融機関の残高証明書も添付されております。周辺の農地への被害防除</p>

		<p>対策は、東側更地・宅地、南・北側宅地、西側道路で区画整理地内、擁壁が無い部分については、境界コンクリートを設置します。よって周囲の農地・土地への被害はありません。ご審議ほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4号番号4番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号5番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、申請地西側道路に水道管及び下水道管が埋設され、桧山医院から約250m、根本医院から約400mであることから、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
16番	門前	<p>案内図4-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、申請人が経営する、〇〇〇〇有限会社の従業員の駐車スペースがないため、現在近くの駐車場を借用しており、いつ解約されるかわからない状況のため、従業員の駐車場確保を迫られております。現在、貸駐車場として利用している土地の隣接である当申請地が取得可能となりましたので、自分の経営する会社への貸駐車場として使用する目的での申請です。土地の選定理由は、会社に比較的近い位置にあり、土地面積についても、従業員5名の確保可能な広さがあり、最適地であると判断し、選定するに至りました。</p> <p>土地利用計画は、敷地面積現在使用部分440㎡へ144㎡拡張します。現在契約10台、追加5台分です。東側・西側に市道が接道されております。雨水排水は、敷地内敷き砂利にて地下浸透させます。取水排水はありません。資金計画は、総事業費265万8千円、自己資</p>

		<p>金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、北側は宅地になっており周辺はコンクリートブロック塀でできられています。南側及び東側は、貸駐車場に接し、西側は、市道の路肩はコンクリート造土留壁となっており周辺に農地が無いので被害はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4号番号5番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号5番は原案とおり承認されました。続きまして、議案第4号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号6番を朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
16番	門前	<p>土地は実家所有地で申請人は次男であり使用賃貸で、借り受けます。転用行為の必要性は、妻の実家に住んでいましたが、今後、家族が増えることを考え、家が手狭になることから、自己用住宅を建築したいと考えました。土地の選定理由は、勤務地に近く、用途地域内の土地であることから、交通アクセスが良く、商業施設も充実し生活が便利なこと。また、周囲への被害及び集团的農地を侵食する恐れがないことから最適地であると選定しました。土地利用計画は、建築物、一般住宅木造2階建て、建築面積72.87㎡、さくら市認定外道路から乗入します。給水は、上水道から引き込みます。排水は、平成29年3月31日までに供用開始予定の市下水道へ接続します。雨水の処理は、敷地内浸透処理します。資金計画は、総事業費2,250万円で、全て金融機関から借入です。融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東側道路を経て宅地、西・南・北側は畑、平坦地につき土砂流出の</p>

		<p>恐れはなく、周囲の農地・土地への被害を及ぼすことはありません。本日の調査会で、申請の内容を確認したうえ現地調査を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号6番は、原案どおり承認いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号7番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
8番	田代	<p>案内図4-7をご覧ください。(申請地の場所を説明する)</p> <p>転用行為の必要性は、今は借家で住んでいますが、結婚を機にマイホームの建築が必要であるとの事です。土地の選定理由は、住居環境に便利な土地であるためです。土地利用計画は、一般住宅2階建て、延べ床面積91.08㎡、駐車場2台を確保します。給水は、上水道へ接続、排水は、農業集落排水に接続します。雨水の処理は、敷地内において浸透処理です。資金計画は、総事業費1,690万円で、全額銀行からの借入です。周辺農地への被害防止対策は、東側畑、西側住宅、北側道路、南側アパートで、東側の農地へ、土留のブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号7番は、原案どおり承認いたしました。 続きまして、議案第4号番号8番と議案第4号番号9番は、上阿久津台地土地区画整理事業ですので、一括審議としますので、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号8番・議案第4号番号9番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
29番	小林	<p>議案第4号番号8番・議案第4号番号9番どちらも上阿久津台地土地区画整理地内でありまして、番号8番が、贈与による一般住宅建築で、番号9番は、売買による一般住宅建築であります、2件とも資金証明として、金融機関の融資証明書及び残高証明書が添付されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑には入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4号番号8番・議案第4号番号9番について承認される方、挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号8番・議案第4号番号9番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	<p>議案第4号番号10番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がり約8.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
1番	薄井	<p>案内図4-10をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請は、譲受人が売買による、太陽光発電設備としての転用です。申請者株式会社〇〇〇は、宇都宮市に本社を置き、主に太陽光発電事業を行う会社です。転用行為の必要性は、東日本大震災以降、電力不足の状況に鑑み、社会貢献のために行うものです。土地の選定理由は、平坦であり、日照量もあり最適地であることで選定しました。土地利用計画は、太陽光発電設備パネル288枚、発電最大出力74.88Kw、パネルなど土台をコンクリートで固めその上に設置し、パネルの高さ1.831mなので、日照、通風に影響ないと思われが十分留意します。取水排水は、ありません。雨水は自然浸透処理です。土砂流失を防止するため周囲に高さ30cmの土手を築きます。また、周りには、ネットフェンスを取り付け、農地に影響のないようにします。損傷、漏電等の安全のためメンテナンスは、最低2回点検実施します。資金計画は、総事業費1,818万円で、自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、本日の現地調査で、申請の内容と現地を確認し、問題はないと判断しております。以上のような状況であります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
26番	福田	<p>申請地の周りに農地が広がっているように見えますが、太陽光発電設備で転用できるのですか。</p>
事務局	野崎	<p>その申請地の前の土地も太陽光発電設備です。農地区分は農地の集团的広がりが10ha未満であり、土地改良をやっていない土地なので、第2種農地となります。土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので事務局では、許可が見込めると判断しました。</p>
26番	福田	<p>分かりました。</p>

議長	田代	<p>その他ありますか。</p> <p>ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号10番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号10番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号番号11番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がり約8.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
1番	薄井	<p>案内図4-11をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請は、高根沢町株式会社〇〇〇が、太陽光発電設備で転用する案件です。</p> <p>転用行為の必要性は、土地所有者から賃貸借ができ、再生可能エネルギーの導入に取り組み、電力不足等の対応を図ることを目的に計画しました。土地利用計画は、太陽光パネル248枚、49.9Kwの低圧発電所を設置します。施設周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理を図ってまいります。施設内は整地して砂利を敷き、雨水は自然浸透処理します。その他取水・排水はありません。現地調査会で現地を確認しましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
16番	門前	<p>980㎡の内949㎡で残り31㎡が遊休農地になるのではないですか。</p>
事務局	野崎	<p>申請地と隣の〇〇さんの間に、隣接農地の通作通路を残して転用するよう指導しました。よって31㎡については、通作通路となります。</p>

15番	門前	分かりました。
議長	田代	<p>その他ありますか。</p> <p>ないようなので、採決に入ります。議案第4号番号11番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号11番は原案どおり承認されました。</p> <p>暫時休憩（16時15分から16時30分）</p>
議長	田代	再開します。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>平成28年度第5号 公告予定年月日は平成28年8月31日です。計画の内容としては、利用権設定については、再設定6件、面積42,291㎡、新規25件、面積245,284㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は24件、面積236,861㎡、合計31件、面積287,575㎡です。さくら市全体の賃借の平均は、14,100円。氏家地区の賃借の平均額、15,300円、喜連川地区の賃借の平均額は、10,300円となっております。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>続きまして、所有権の移転について説明させていただきます。栃木県農業振興公社からの買受が1件、栃木県農業振興公社への売渡しが2件となっております。所有権移転分を朗読して説明する。</p>
議長	田代	それでは質疑に入ります。
5番	齋藤	農地中間管理機構への権利設定の中で、同じ氏家地区であるのに、10年間の契約で21,000円のものや、10,000円という借賃がありますが、10,000円のは、地代の支払い方法を工夫しているのでしょうか。何か良い方法があって、10,000円に設定しているのであれば教えてほしい。
議長	田代	情報はありません。

議長

田代

その他ありますか。
なければ採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

全員挙手ですので、議案第5号は原案どおり承認されました。
続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番・2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番について、お目通しをお願いします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

(午後4時37分閉会)